○鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金交付要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成28年3月31日

（趣旨）

第1条　この要綱は、鳥獣による農作物等の被害を防止するために、農業者又は個人が電気柵を設置す

る費用に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、鰺ヶ沢町補助金等

の交付に関する規則（平成13年規則第2号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要

綱に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

　(1) 電気柵　鳥獣の侵入防止のため、田畑等の周囲に張った柵線にバッテリーなどの電源を用いて

電流を流す設備をいう。

　(2)　 農業者　町内に住所を有する農業を営む者をいう。

(3) 個人　　町内に住所を有する者で、前号に規定する者以外の者をいう。

（助成対象者）

第3条 助成金交付の対象となる者は、前条第2号に規定する農業者及び同条第3号に規定する個人で、

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内の土地に電気柵を設置しようとする者

(2) 町税等を滞納していない者

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、鳥獣による農作物等の被

害を防止するための電気柵の設置に要した経費で、当該年度中に購入し、設置したものとする。

（助成金額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1とし、100千円を限度とする。ただし、助成金の額

に千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てた額とする。

（助成の条件）

第6条 前条に規定する助成金は、他の補助制度との併用はできない。

2　 助成金の交付は、当該年度において1回限りとする。

（助成の申請等）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気

柵設置事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添

付して町長に提出するものとする。

(1) 設置場所の位置図

(2) 設置前の写真

(3) 見積書又は助成金対象経費の算出基礎となる資料

(4) その他町長が必要と認める書類

（助成金の交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定により交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたと

きは、助成金交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更又は事業の中止若しくは廃止）

第9条 前条の規定により、助成金の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとするとき、又は事業

の中止若しくは廃止しようとするときは、鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金変更（中止・

廃止）承認申請書（様式第2号）を町長に提出し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更に

ついては、この限りでない。

2 　町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、事業の変更、中

止又は廃止を認めたときは、鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金変更（中止・廃止）承認通

知書（様式3号）により、申請者に通知するものとする。

　（申請の取下げの期日）

第10条　規則第7条第1項の規定による助成金交付の申請取下げの期日は、助成金の交付決定の通知

を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第11条　助成金の交付決定を受けた者は、電気柵の設置が完了した日から30日を経過した日までに、

鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金実績報告書（様式第4号。以下、「実績報告書」という。）

　に、次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

　(1)　電気柵に係る費用を証明する領収書等の写し

　(2)　電気柵設置場所の設置後の写真

　（助成金の額の確定）

第12条　町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適正と認める場合、

交付すべき助成金の額を確定し、鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金確定通知書（様式第5

号。以下、「確定通知書」という。）により、助成金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第13条　助成金の交付は、前条の規定による助成金の額が確定した後に行うものとする。

2　助成金の交付の確定を受けた者が助成金の請求をしようとするときは、鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気

柵設置事業助成金交付請求書（様式第6号。以下、「請求書」という。）を町長に提出しなければなら

ない。

　（助成金交付の取消し、返還等）

第14条　町長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、

助成金の交付を取消し、又は既に交付した助成金を返還させることができる。

　(1)　この要綱に基づき提出された書類に、虚偽の記載があったとき。

　(2)　その他不正行為があったとき。

　（会計帳簿等の整備等）

第15条　助成金の交付を受けた者は、助成金収支状況を記載した会計帳簿その他証拠書類を整理し、

規則第19条で規定する財産処分の制限期間を経過するまでは、関係書類を整備保管しなければなら

ない。

（書類の提出）

第16条　町長は、助成金に係る予算執行の適正化を記するため、必要があるときは、この要綱に定め

る書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

　（遵守事項）

第17条　助成金の交付を受けた者は、助成金の交付を受けた電気柵の適正な管理に努めるとともに、

事故防止のための安全管理に努めなければならない。

　（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

　この要綱は、平成28年4月1日から施行する。様式第1号（第7関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

鰺ヶ沢町長　　　　　　　殿

（申請者）

住　　所

　　　　　 氏　　名

　　　　　 電話番号

鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業

助　成　金　交　付　申　請　書

　　　　年度において実施する鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業について、助成金の交付を受けた

いので、鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金交付要綱第7条の規定により、関係書類を

添えて下記のとおり申請します。

　なお、助成金の申請にあたり、町税等の滞納状況について町が確認することに同意します。

記

　１　助成金の交付申請額　　　　金　　　　　　　　　　円

　２　事業の内容等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 電気柵設置場所 | 数量 | 予算額 | 摘要 |
| 鰺ヶ沢町大字 |  |  | 対象動物  □ﾂｷﾉﾜｸﾞﾏ　 □ﾆﾎﾝｻﾞﾙ  □ｱﾗｲｸﾞﾏその他小動物  □その他 |

　３　事業完了予定年月日　　平成　　　年　　　月　　　日

　４　添付書類

(1) 設置場所の位置図

(2) 設置前の写真

(3) 見積書又は助成金対象経費の算出基礎となる資料

(4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

鰺ヶ沢町長　　　　　　　殿

（申請者）

住　　所

　　　　　 氏　　名

　　　　　 電話番号

鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業

助成金変更（中止・廃止）承認申請書

　　　平成　　年　　月　　日付け　　鰺農水第　　　号で助成金の交付決定の通知を受けた鰺ヶ沢

町鳥獣被害防止電気柵設置事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、鰺ヶ沢町

鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記

のとおり申請します。

記

　１　変更（中止、廃止）の理由

　２　事業の内容等

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設置場所 | 数量 | | 予算額 | | 増△減 | | 備 考 |
| 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 数量 | 予算額 |
| 鰺ヶ沢町大字 |  |  |  |  |  |  |  |

　３　事業完了予定年月日　　平成　　　年　　　月　　　日

様式第3号（第9条関係）

　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　殿

　　　　　 鰺ヶ沢町長

鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業

助成金変更（中止・廃止）承認通知書

　　　平成　　年　　月　　日付けで申請のあった鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金の

変更（中止・廃止）について、鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金交付要綱第9条第

2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

１　変更等に係る事業の内容

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 電気柵設置場所 | 数量 | | 予算額 | | 増△減 | | 備 考 |
| 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 数量 | 予算額 |
| 鰺ヶ沢町大字 |  |  |  |  |  |  |  |

２　変更に係る助成金の額は、次のとおりとする。

　　　既交付決定額 円

　　　今回変更増減額 円

　　　変更交付決定額 円

様式第4号（第11条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

鰺ヶ沢町長　　　　　殿

（申請者）

住　　所

　　　　　 氏　　名

　　　　　 電話番号

鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金実績報告書

　　　平成　　年　　月　　日付け　　鰺農水第　　　号で助成金の交付決定の通知を受けた鰺ヶ沢

町鳥獣被害防止電気柵設置事業について、電気柵の設置が完了したので、鰺ヶ沢町鳥獣被害防止

電気柵設置事業助成金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

　　１　助成金交付決定額　　　　　　　　　　　　円

　　２　事業の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 電気柵設置場所 | 数量 | 事業費 | 摘要 |
| 鰺ヶ沢町大字 |  |  | 対象動物  □ﾂｷﾉﾜｸﾞﾏ　 □ﾆﾎﾝｻﾞﾙ  □ｱﾗｲｸﾞﾏその他小動物  □その他 |

　　３　事業完了年月日　　　　　　　年　　月　　日

　　４　添付書類

　 (1)　電気柵に係る費用を証明する領収書等の写し

　 (2)　電気柵設置場所の設置後の写真

様式第5号（第12条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　農水第　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　殿

　　　　　 鰺ヶ沢町長

鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金確定通知書

　　　平成　　年　　月　　日付けで実績報告のあった鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る

助成金の額について、鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金交付要綱第12条の規定により、

下記のとおり確定したので通知します。

記

　　１　助成金交付決定額　　　　　　　　　　　　円

　　２　助成金確定額　　　　　　　　　　　　円

様式第6号（第13条関係）

**鰺ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業**

**助成金交付請求書**

￥　　　　　　　　　　　円

　　ただし、　　　　年　　　月　　　日付け　　農水第　　　号で額の確定通知があった鰺ヶ沢町

鳥獣被害防止電気柵設置事業に係る助成金として

　　【内訳】

　　　　１　助成金確定額　　　　　　　　　　　　　円

　　　　２　交付済額　　　　　　　　　　　　　円

　　　　３　差引今回請求額　　　　　　　　　　　　　円

　　上記のとおり請求します。

　　　年　　　月　　　日

鰺ヶ沢町長　　　　　　　殿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 銀行振込先 | |  |  |
| 銀　行  支店名 |  |  | 住　所 |
| 口　座  種別番号 |  |  |  |
| 口　座  名義人 |  |  | 氏　名　　　　　　　　　　　　　印 |